

平成23年第4回砂川市議会定例会

平成23年12月7日（水曜日）第3号

○議事日程

開議宣告

日程第 1 一般質問

日程第 2 諮問案第1号 人権擁護員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 3 報告第 1号 監査報告

報告第 2号 例月出納検査報告

日程第 4 意見案第1号 環太平洋経済連携協定（TPP）に参加しないよう求める意見書について

閉会宣告

○本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

水 島 美喜子 君

沢 田 広 志 君

辻 勲 君

日程第 2 諮問案第1号 人権擁護員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 3 報告第 1号 監査報告

報告第 2号 例月出納検査報告

日程第 4 意見案第1号 環太平洋経済連携協定（TPP）に参加しないよう求める意見書について

○出席議員（14名）

議 長 東 英 男 君

議 員 一ノ瀬 弘 昭 君

増 井 浩 一 君

多比良 和 伸 君

土 田 政 己 君

北 谷 文 夫 君

沢 田 広 志 君

副議長 飯 澤 明 彦 君

議 員 増 山 裕 司 君

水 島 美喜子 君

増 田 吉 章 君

小 黒 弘 君

尾 崎 静 夫 君

辻 勲 君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	善 岡 雅 文
砂川市教育委員会委員長	高 橋 仁 美
砂 川 市 監 査 委 員	奥 山 昭
砂川市選挙管理委員会委員長	其 田 晶 子
砂川市農業委員会会長	奥 山 俊 二

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	角 丸 誠 一
市 立 病 院 長	小 熊 豊
総 務 部 長 兼 会 計 管 理 者	湯 浅 克 己
市 民 部 長	高 橋 豊
経 済 部 長	栗 井 久 司
建 設 部 長	金 田 芳 一
建 設 部 審 議 監	山 梨 政 己
市 立 病 院 事 務 局 長	小 俣 憲 治
市 立 病 院 事 務 局 審 議 監	佐 藤 進
市 立 病 院 事 務 局 審 議 監	氏 家 実
総 務 課 長	古 木 信 繁
広 報 広 聴 課 長	熊 崎 一 弘

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 長	井 上 克 也
教 育 次 長	森 下 敏 彦

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 局 長	中 出 利 明
---------------	---------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	湯 浅 克 己
-------------	---------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長	栗 井 久 司
-----------	---------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 長	河 端 一 寿
事 務 局 次 長	加 茂 谷 和 夫
事務局主幹兼庶務係長	佐 々 木 純 人
議 事 係 長	吉 川 美 幸

開議 午前 9時59分

◎開議宣告

○議長 東 英男君 おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。
議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
直ちに議事に入ります。

◎日程第1 一般質問

○議長 東 英男君 日程第1、一般質問を前日に引き続き行います。
水島美喜子議員。

○水島美喜子議員 (登壇) 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

大きな1番、砂川市立病院の患者サービスについてです。私たちの念願でありました市立病院の建設も昨年10月に本館、本年10月に南館が完成し、あとは24年秋ごろに向け立体駐車場の建設を残すのみとなりました。中空知地域センター病院、災害拠点病院等の各種指定を受け、診療圏人口も約12万人、常勤職員数約760人、506床の病床数を有し、外来患者数1日約1,000人を受け入れる市立病院は、まさに医療のまち砂川として市民の誇りでもあります。そこで、ホスピタリティーも含めて患者サービスについて伺います。

(1)、全国的に医師、看護師などの不足が問題になっています。市立病院においても医療スタッフ確保に苦慮されていると思いますが、その現況と方策について伺います。

(2)、地域医療連携の構築を強化されようとしていますが、具体的にはどのようなことを考えているのか。

(3)、待ち時間の状況につきましては、どのように把握され、どのような対応をされているのか伺います。

大きな2番、家庭教育サポート企業について。平成23年度教育行政執行方針に、市民一人一人が生涯にわたって生き生きと学び、豊かな心をはぐくんでいく教育の実現を目指した施策が示されました。子供の成長を見据えながら、学校、家庭、企業、地域がこれまで以上に連携し、まさしく協働による社会教育事業として家庭教育サポート企業に取り組みられています。次の点について伺います。

(1)、この事業は、平成18年度より北海道全体でスタートしましたが、砂川市においては家庭教育の現状や課題をどのようにとらえて推進していくのか。

(2)、家庭教育サポート企業の現在までの経緯と現況について。

(3)、企業等との協定を締結し、家庭教育を支援するための職場環境づくりに取り組む企業にお願いをしているサポートの内容と教育委員会との連携についてでございます。

よろしく願いいたします。

○議長 東 英男君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君（登壇） 大きな1、砂川市立病院の患者サービスについての（1）、医療スタッフ確保の現状と方策についてご答弁申し上げます。初めに、医療スタッフの現状でございますが、当院は地域救命救急センターや地域周産期母子医療センター、災害拠点病院など、急性期の基幹病院として救急医療の拡充など診療体制の充実を図ってきたところであり、それに伴う医療スタッフについては、医療の施設基準に見合った人員を配置し、現在は医師85名、看護師433名、医療技術職96名となっております。現状では十分な配置となっていない部門もあることから、今後も人員の確保に努めてまいりたいと存じます。

続きまして、医療スタッフの確保の方策でございますが、医師については道内の3医育大学と連携を密にした中で協力を得ております。また、医学生に対し、施設概要、研修プログラムなど情報提供する機会を設け、臨床研修医の確保に努めております。これにより、全国的に見られる臨床研修制度の導入に伴っての医師の引き揚げや、勤務医離れなどの影響で医師確保に苦慮している病院も多いと言われておりますが、当院は診療科の休診、病床の閉鎖などのような影響は受けていないところであります。看護師などの医療スタッフについては、当院附属看護専門学校の卒業生を確保するとともに、道内各地の大学、専門学校に赴き、募集活動を行っており、また全道の看護専門学校生などを対象に砂川市、砂川市立病院の魅力の説明を目的で病院見学会を開催するなどして、医療スタッフ確保対策に取り組んできたところであります。また、職場定着及び育児休業者の早期復職支援を目的として院内保育所の設置などの環境整備を行うことや、潜在看護師の発掘、復帰支援として手ならし研修などにも取り組んでいるところであります。

続きまして、（2）、地域医療連携の構築についてご答弁申し上げます。地域医療連携とは、各医療機関の機能や規模により、例えば地域の診療所やクリニックなど、いわゆるかかりつけ医や、当院のような救急医療や高度専門医療を提供する急性期病院がその医療機関の機能を有効利用するために、地域の各医療機関同士が連携し、患者さんに効率的で適切な医療を提供することを目的としております。そのような中で、当院といたしましては、医療計画に基づく中空知2次医療圏を中心に幅広く医療連携の対象を拡大し、個々の診療データの情報共有システムを構築し、患者さんにとって安心、信頼のできる医療環境を整備してまいりました。現状としましては、医師の派遣事業、認知症のサポート事業、急性期を脱した患者さんのスムーズな退院支援、地域がん診療連携拠点病院としての活動、脳卒中などの連携パスによる患者支援、紹介、逆紹介での連携による友好的な医療資源の活用など、当院を取り巻く医療環境の中で中心的な役割を担ってまいりましたが、今後におきましても個々の連携強化を図るとともに、連携対象の拡大に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

最後に、（3）、待ち時間の状況についてご答弁申し上げます。待ち時間については、幾たびか問題点としてご指摘されております。予約制であっても時間が守られていない、

待っている時間が長過ぎるなどの指摘を受けており、懸案事項となっております。そのような中、本年6月、新病院における外来待ち時間調査を2診療日にわたり実施したところであり、調査結果としましては、受け付けから診療開始までの診療待ち時間では、全外来患者の平均で1時間7分となり、内訳としまして予約患者59分、初診患者1時間40分となり、旧病院での調査結果と比較しまして、予約患者では25分、初診患者では10分程度待ち時間が延長した結果となりました。この要因といたしましては、外来患者数の増加及び外来診療の専門性に伴う諸検査の多様化による所要時間の延長などが考えられるところであり、少しでも待ち時間を短縮するために、電子カルテの導入やブロック受付の設置など、診療全体の流れをスムーズに行う対策を図っているところではありますが、大きな改善に至っていない状況であります。特に患者さんが多い診療科などでは、外来を担当する医師数が十分でない状況となっていることから、ご迷惑をおかけしているところでもあります。少しでも待ち時間がストレスとならないよう、各ブロックにおける受け付け体制の迅速な対応や、事前に検査結果が出るまで時間がかかる旨を患者さんに丁寧に説明することを心がけているところでもあります。また、待ち時間を利用して本やパンフレットなどを自由に読んでいただけるよう、1階ラウンジの図書室を開放しているところであり、今後も周知を含め、患者さんが利用しやすい環境を整備していきたいと考えております。診察順番の画面表示につきましても、表示人数枠をふやし、診察までの順番がわかりやすい表示となるよう、医師などからも意見収集を行い、検討を進めているところでもあります。今後におきましても、待ち時間対策につきましても十分に検討を重ねていくとともに、アメニティーの充実など多様化する患者サービスに対応できるよう、あわせて検討しなければならないと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君（登壇） 初めに、大きな2の（1）についてご答弁を申し上げます。砂川市における家庭教育の現状と課題でございますが、砂川市では10年間の教育行政の指針となる砂川市教育目標を定めており、現在の目標は平成23年度から平成32年度までの期間において目指すべき教育の姿を示す重要な指針となるものであります。このことから、現在の教育目標の策定に当たっては、市民の皆さんが教育に対してどのような考え方を持たれているのかを把握し、教育目標を初め、教育行政の推進に生かしていくことが重要であるとの認識に立ち、一般市民の皆様を初め、保護者、高校生を対象として、平成21年9月に砂川市教育目標に関する市民意識調査を実施いたしました。その中で市民の関心が最も多く寄せられたのは生命の尊重についてであり、複数選択方式における全回答者の63%以上がこの項目を選びました。それに続く項目としては、思いやり、集団としてのマナー、ルール、礼儀、あいさつなどがそれぞれ40%以上の数値を示しております。また、記述方式による回答では、家庭や地域の教育力の向上に期待する意見が多数寄せられるなど、現状において市民の皆様が家庭教育に対して高い関心を持たれ、今

後の家庭教育充実に対する期待度が高いことが示される結果となっております。このことから、家庭教育の充実に向けた取り組みは重要な教育課題であると認識し、課題の解決に向けては学校、家庭、地域住民との相互の連携、協力のもと家庭教育を推進していくことが重要であるにとらえ、現在このための体制づくりを推進しているところであります。

次に、(2)の家庭教育サポート企業の現在までの経緯と現況についてご答弁を申し上げます。北海道では、家庭教育の一層の推進を図ることを目的に、企業が職場の子育て環境づくり、地域行事への協力支援、学校行事への参加促進などに積極的に取り組むことを目的とした北海道家庭教育サポート企業等制度を平成18年度から実施し、砂川市でも平成22年度までに5社がこの制度に登録したところであります。このことを受け、砂川市におけるさらなる家庭教育の推進を目指し、市内の学校、家庭、地域の協力連携のもと、砂川市全体で子供たちを見守り、育てていく独自の体制をつくり上げていくことを計画し、本年2月に砂川商工会議所の協力を得て、市内の企業385社を対象に、学校、家庭における教育活動の支援、協力に係るアンケート調査を実施いたしました。その結果をもとに3月に、社内見学、工場見学、職場体験などに小中学生の受け入れ可能との回答があった企業34社を掲載した冊子を作成し、市内小中学校に配布するとともに、家庭教育に興味があると回答した企業を中心に呼びかけを行い、9月に砂川市家庭教育サポート企業を立ち上げたところであります。現在この制度に市内の53社が登録し、そのうち50社が北海道家庭教育サポート企業へ登録したところであり、砂川市の家庭教育を推進するため、北海道、砂川市教育委員会、市内各企業がそれぞれの立場で連携協力する取り組みを進めているところであります。

次に、(3)のサポートの内容と教育委員会との連携についてご答弁を申し上げます。砂川市家庭教育サポート企業へ登録した企業の皆さんに取り組んでいただく内容としては、町内会、老人クラブなど約50団体、延べ4,000人以上が参加し、子供たちの登校時におはようの声かけを実施しているあいさつ運動への参加、子ども110番の家への登録、小中学生を対象とした会社見学や職場体験の実施、家庭における早寝早起き朝御飯の推奨、「道民家庭の日」家族ふれあい協賛店への登録、企業間における情報交流などが挙げられます。また、教育委員会においては、登録企業に対して、あいさつ運動を盛り上げるための備品の整備と貸し出し、不審者情報や学校情報のお知らせ、学校、家庭、地域を結ぶコーディネート、広報紙やホームページを活用した教育関連事業の参加募集や活動報告などの周知、企業間のネットワーク化を図るための交流会の実施、「道民家庭の日」家族ふれあい協賛店のパンフレットの配布やPRなどを進めているところであり、今後もサポート企業と連携協力を図り、砂川市における家庭教育の一層の推進を目指してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 水島美喜子議員。

○水島美喜子議員 砂川市も、医師を初め医療スタッフの確保に大変ご努力をされている

ことはわかりました。ホームページのほうでも総合内科医や後期研修医など医師の募集のほか、看護師に関しましては、臨時看護師や時間的に融通をきかせることができる時間制の看護師は道内でも徐々にふえてきているようでございます。また、潜在看護師のための復帰支援研修会、手ならし研修を行っておりますけれども、砂川市立病院の看護師さんは非常にレベルが高いと言われております。ブランクのある方には必要な研修かとも思います。また、来春より院内保育所も始まりますので、子育て中の方はとても働きやすい環境となったのではと思っております。

そこで、お聞きしたいと思います。時間制看護師や潜在看護師のための復帰支援研修会、手ならし研修によりそれぞれにことしは何人採用されたのか。また、その方たちは何を見て募集を知ったのか聞かれていらっしゃるでしょうか、伺いたいと思います。

○議長 東 英男君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 まず、看護師の採用の件でございますけれども、看護師の採用につきましては、当然年数回時期を見て募集を行っております、さらにその間不足する分については、いわゆる臨時看護師、時間制看護師等を採用している状況であります。特に、職員化している現状の中で臨時看護師の採用も非常に重要なこととなっております、これについては現在約40名が臨時及び時間制看護師ということであります。この方については、採用については募集方法としては先ほど申し上げましたホームページ、それからハローワーク、広報を利用しまして採用しております、状況として最近は5月、6月、9月、それぞれ募集を行っております、大体欠員分につきましては約5名ほどそれで補充しておるといような状況であります。それで、このためにも基本的に、手ならし研修というお話ありましたけれども、こういうことをしながら潜在看護師の掘り起こしを実際行っているところでありまして、この手ならし研修につきましても基本的には職場復帰の意欲を高めるということを目的に行っております、中身的には現在の医療や看護の動向などを研修したり、それから今求められております医療安全対策、感染対策、それから技術研修、これらを含めて研修しながら、最近の医療情勢を教えながら、また働きやすい環境を整備するという意味で、こういうことを周知しながらそれぞれ採用を行っているという状況でございます。

○議長 東 英男君 水島美喜子議員。

○水島美喜子議員 わかりました。

履歴書などを持って申し込みをされる方たちに、どのような形で募集を知ったか調べていらっしゃるでしょうか。また、聞き取りなどしていないということでしたら、今後の参考のためにもぜひお聞きいただきたいと思います。また、来春から先ほども言いました院内保育所も始まるということを前提とした看護師募集に関しては、今どのように周知をされているでしょうか。

○議長 東 英男君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 先ほど申しあげましたように、基本的にはハローワーク等について臨時職員については常時募集を行っている、いわゆる登録をしているということですので、それに基づいて応募してくる方、それから直接電話で申し込みされる方結構ございます。その中で、一応そういう対応を図りながら、時期を見て採用をしているというような状況であります。

○議長 東 英男君 水島美喜子議員。

○水島美喜子議員 ホームページとか見て、募集を見て申し込みをされる方とかも多いかと思いますけれども、また口コミだったり、こういうことを募集しているよ、院内保育所も今度できるよというような情報を知り合いの方から教えられて、ああ、それだったら応募してみようかなというような方もいらっしゃると思うのです。ですから、ハローワークも当然ですし、ホームページのほうも当然ですけども、もっとポスターを張るだとか、例えばそういうような幅広い周知の仕方を今後検討していただきたいと思っておりますし、また今までどのような形で募集に応募される方が多いのかということを検討していただいて、それを十分に参考にさせていただいての周知法を考えていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

あと、砂川には附属の看護学校があるのですけれども、1学年定員が35人ということでございます。23年の3月、ことしはそのうち何人の方が砂川の市立病院に採用になったか。また、卒業して市立病院に残らなかったという方はどういう理由の方が多いか、わかる範囲内で結構ですので、教えていただきたいと思えます。

○議長 東 英男君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 看護学校の卒業生の状況でありますけれども、22年度、いわゆる23年度採用になりますけれども、22年度の卒業生につきましては定員35名おりましたけれども、実際33名の卒業生がございまして、33名中25名、76%が当院の病院に就職しております。残り6名については当院以外の病院に就職しております、そのうち2人が進学というような状況でございます。ただ、さかのぼりまして21年度の卒業生については、34人中22名、65%が当院に就職しまして、11人が当院以外の病院に就職し、1人が進学ということでございます。ただ、この残り、22年度の状況で申し上げますと6人が当院以外ということになっておりますけれども、このうち2名については、助産師を目指す方がいらっしゃいまして、それらは大体旭川の医大のほうに編入という形をとって異動しておりますし、さらに残りの方についてはどうしても都会志向、それから地元に戻りたいという方もいらっしゃいますので、背景的にはこういう状況になっております。

○議長 東 英男君 水島美喜子議員。

○水島美喜子議員 33名中25名ということで、8名、そのうち進学が2人ということですね。6人の方が砂川には残らなかったということなのですから、ぜひ砂川に大事

な6名は残っていただいて就職していただきたいと思うのですけれども、例えば実家が札幌だからとか、ほかの地方にあるのでということで戻られた方が多いのかなと思いますけれども、逆に実家は札幌だけれども、この砂川に勤めたいと言われるような、そういう魅力的なまちづくりや、また住環境づくりもこれから必要になってくるのではないかなと思っております。そういうまちにぜひ砂川をしていきたいと思っております。

あと、看護学校のことや看護師という仕事、職業のことなど、地元の高校に出向いて、先ほどいろいろな学校に出向いて学校説明などをされているということでしたけれども、地元の高校に出向いての学校説明や職場見学会など実施してはいるのでしょうか。

○議長 東 英男君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 地元の学校に出向いてというよりは、実は毎年看護師さん募集するために看護の体験入学等をやっております。当然地元の高校、それから近隣の高校からも応募される方がいらっしゃいます。そういう状況の中で対応を図っておりますけれども、実際地元の高校については単位制の学校ということでありまして、看護の部門もあるということなので、当院といたしましてはそこに学校の教員が出向いたり認定看護師が出向いて講義をしたりと、そういうような支援を行っているのも現状でございます。

○議長 東 英男君 水島美喜子議員。

○水島美喜子議員 それは3年生を対象にしているのかなとも思ったりしているのですけれども、学校に出向いての説明のほかに職場見学会など、このような立派な砂川市立病院のこととか、またさっそうと働く看護師さんのすてきな姿、そういうのをぜひ高校1年生、2年生というふうに、3年生に限定せずに見ていただきたいと思うのです。そんな中で、ああ、私はこのすてきな市立病院で働きたいとか、あのような看護師さんに私はなりたいというような、そういうあこがれを持つ人がたくさん出てくるといいなと思っておりますので、そうやって頑張る生徒さん、どんなふうに勉強したらここに入れるのかなとか、そういうことを3年生になってからではなくて、1年生のうちからそれを目標とした勉強の取り組みだとか、勉強の内容の取り組みとかもあるかと思っておりますので、ぜひそのことも今後検討していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

あと、地域医療連携構築の強化についてでございます。砂川市立病院は、中空知2次医療圏の地域のセンター病院であり、地域の基幹病院として、また高度の専門的医療、救急や特殊医療等のほか、認知症患者さんを対象とした老人病棟の新設、高齢者認知症対策など、非常に質の高い、そして総合的な医療が求められ、取り組まれております。また、周辺の医療機関とはかかりつけ医制度を提案されまして、外来混雑の軽減や待ち時間の短縮を図られてもおります。市立病院と近くのかかりつけ医との連携による診療でございますが、これは私の知人もとても安心だし、近くに行けるし、待ち時間もなしということで非常に喜んでいる制度でもございます。そして、病病や病診連携など、医療圏における役割分担を明確にしていくことなのかなと理解させていただきました。

次に、待ち時間のことでございます。外来の待ち時間が約1時間ちょっとということでございました。私が病院のことを市民の皆さんといろいろ話していく中で、立派な病院になった、高度の医療をされる病院になったということのほかには必ず出てくるのが待ち時間がというようなお話なのです。これ何とかならないかとか、いろいろそれが出てくるのですけれども、実際には短縮に向けて長い年月をかけて皆さんで本当にいろいろ模索をされてきているのだと、今のお話を聞いて思いました。また、限られた医療スタッフの中で医療体制の充実、また向上を図りながら1日約1,000人の患者さんの診療に当たるのは、相当大変なことなのかなとも思っております。お昼の食事をする間もなく、診療に当たられているときもあるというようなお話も聞いております。心身ともに本当に大変なことだと思います。それだけに、待ち時間のことで病院のことを言われるというのはとてもつらい思いでございます。皆さんで本当にフル回転をされているというのがわかるからです。でも、病気でつらい身で何時間も待つというようなことも本当に大変かと思っております。診療の、また検査の内容にもよるといいますので、仕方ない部分もあるのでしょうか、一生懸命短縮に向けてスタッフの方たちが努力をされているということがわかりましたので、これからも一層努力を続けていただきたいと思っております。

患者満足度というのがありまして、厚生労働省等の全国規模の満足度調査の結果なのですけれども、その中で不満割合というのが一番高いのがやはり何といても待ち時間ということです。どこの病院もそうだといいことらしいのですけれども、総体の約30%ぐらいです。2位に費用ということが不満というものが21%で、これで約半分を占めるそうでございます。患者満足度というほうでもおもしろい結果が出ておりまして、満足度に対して重要な要因はというアンケートに対しまして、1位が医師とのコミュニケーション、相談しやすいとか、わからないことを聞きやすいということだそうです。2位にプライバシーが守られていることとか、3位になりましたは診療、治療の内容ということです。この調査から、待ち時間に対しては大変大事なことですけれども、待ち時間が短かったからといって満足度が高いということではないのだという結果が出ているそうです。

市立病院のほうも待ち時間短縮に先ほどもお話ししましたように、なお一層の努力として取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、それと並行いたしまして、待ち時間の質を変えるという取り組みをしていただきたいなと思っております。質を変えるとか向上させるということは、患者さんの立場に立ったサービスの提供であるかと思っております。待っていて患者さんが何が一番つらいのかなと考えたときに、それはどのくらい待つのがわからないということだそうです。黙って我慢して待てるのが大体30分から40分なのだそうです。ですから、1時間以上かかりそうなときは、可能な限り、おおよそでも大体1時間ぐらいだよとか、2時間ぐらいだよとか、お昼からになるかもしれないよとか、そういうようなことを声をかけて、今もやっていらっしゃるのですけれども、なお一層そういうふうにご声かけをいただきたいと思うのです。そのことによりまして、待ち時間の有効

活用もできる。こんなに待ち時間があるのだったら、ちょっと銀行に行きたかったのにとか、ちょっと用事を足してきたかったのにとか、家に帰ってまた来るのだったのにとかというような声もいろいろ聞いておりますので、お願いしたいと思います。また、あと30分ぐらいですとかというふうに待っている人に声をかけたり、済みません、もう少し待っていてくださいねとかというふうに、気にかけてもらっているということが患者さんはとても安心感があるということですので、このあたりも、本当に忙しいかとは思いますが、それでも、心にかけていただきたいなと思います。

また、パソコンや携帯電話で順番待ちの状況をどこにいても確認できるというシステムがあります。また、各診療室の待ち人数が一目でわかるシステムとか、いろいろ検討されているかと思いますが、また予約のときに比較的すいている時間帯を、例えば午前中より午後2時ぐらいのほうが比較的すいているから、その時間に予約どうですかとかというようなことで、意外と午後からの診療をやっているということがわからない方って多いのかなと思うのです。ですから、そういう時間帯もちょっと教えてあげることも必要かなと思っておりますので、こういうことも含めまして病院のほうとしてもいろいろ検討されていることとは思いますが、こういうシステムのことなど検討していることがありましたら、お伺いしたいと思います。

○議長 東 英男君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 待ち時間につきましては、従来から旧病院、それから新病院におきましてもいろんな問題抱えておまして、何とかこれらについては一応対策を講じてきたところですが、まだ大きな効果がないというのが現状でございます。ただ、1つ、病院としましては午前診療、午後診療、特に患者さんが多い科につきましては内科のように午後診療もやっていると、それから逆に全体的に患者さんに効率的に来ていただくために、ほかの科も当然として午後診療できないかだとか、いろんなことも検討してまいりました。ただ、ほかに内科以外も含めて特殊診療という部門、特殊外来ですか、そういうのを設けながら、それを午後に当てている科もありますし、そういった面ではまだまだ診療体制の工夫が必要かなというふうに思っています。

それから、現在はそういう状況の中で、ただ1人にかかる診療時間だとか、検査のやり方とかいろいろありますので、それについても医師を含めて検討している最中でありまして、ただ先ほど申し上げたように診療前後の声かけなども非常に一つの要因としては大事なことかなということで、これについても外来専門の看護師、医師含めてこういうお話もさせていただいています。常時ですけれども、浸透して、何とか患者さんの不安を解消させてあげるべき対応については今後もいろんな方面で検討していきたいと思っておりますし、正直申し上げまして早急な対策も必要かなというふうに考えておりますので、いましばらくお待ちいただいて、私たちのほうでも医師も含めた中でこの待ち時間については十分な検討を進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長 東 英男君 水島美喜子議員。

○水島美喜子議員 前向きによりしくどうぞお願いいたします。

あと、そのほかに、待つことを苦と感じさせない方法ということも一つの方法としてあるのですけれども、例えば時間をつぶせることとか、気が紛れるものがあるということですが。この間もあるお母さんが、少し子供も楽しんで見れるような絵手紙などがあつたらいいのにねとかというようなお話もされておりましたけれども、例えばそういう展示物、作品の展示、場所をとるといふようないろいろなこともあるかもしれませんが、そういう作品の、場所をとらない作品の展示、パネルなどを使いましての作品展示ですとか、またロビーに季節感のあるしつらえのコーナーを設けるなど、少しでも患者さんの心がいやされたり、楽しんで見てもらえるような工夫ということについてはいかがでしょうか。

○議長 東 英男君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 作品の展示というよりは、環境的にはいやしの空間は必要かなというふうには一応考えておまして、現在作品の展示については、例年10月に市民の方のご厚意によりまして1週間ほど菊の展示をしながらいやしの空間をつくっているのが現状であります。今後においてもいろんなご協力いただける声もありますけれども、ただ展示等については、その管理だとか、それから展示場所とか、いろいろ工夫しなくてはいけないということもありますので、それについては前向きに考えていきながら、もうちょっといやしの空間をつくって患者さんの心をいやせるような体制をつくりたいと思います。そのほかに、年間通して二、三回になりますけれども、ロビーコンサートをやったり、それから各病棟のほうではデイルーム、そういった近辺に絵を飾ったり写真を展示したりということで、なるべくそういう環境づくりに努めておりますので、今後もなおかつそういうことも含めて研究していきたいというふうに考えております。

○議長 東 英男君 水島美喜子議員。

○水島美喜子議員 よろしくお願ひしたいと思ひます。

ご存じかと思ひますけれども、看護師さんの中から患者サービス委員会というのを立ち上げておられます。その部署、部署で独自のやり方でアイデアを出しながら、季節に合った飾りつけをしているそうです。忙しい中、ほぼ手づくりで、聞いたら予算も本当に少しでした。でも、患者さんがとっても喜んでくれて、うれしいとおっしゃってました。患者さんに対するこの温かい思いとか、また10月に開催されました近隣にはない病院祭の開催など、ホスピタリティーの心そのものだと思ひておられます。市立病院の理念でございます良質の医療、心通う安心と信頼の医療を提供する病院、そして地域に根差し、地域に愛され、貢献する病院、この理念に沿って歩み始めました新病院です。市民の皆さんの心、声、本当に耳を傾けていただきまして、ホスピタリティーの精神の伴った患者サービスをこれからもよろしくお願ひいたしまして、大きな1番を終わらせていただきます。

次に、大きな2番に入らせていただきます。家庭教育サポート企業に関してございま

すが、先ほど教育委員会のほうから、保護者や高校生にアンケートをとりましたら、思いやり、マナー、ルールなどというアンケートの結果が出たということで、やはり家庭教育って本当に大事なのだし、皆さん望まれていることなのだと改めて思いました。子供たちばかりではなくて、現在私たちを取り巻く環境というのは、地球規模で自然や経済など非常に厳しい状況下にあります。こういう時代だからこそ、将来を担う子供たちのために大事な家庭教育を支援するための職場環境づくりに改めて目を向けていくことが必要とされていると思います。北海道の制度に連動し、砂川独自の制度を立ち上げたということですが、具体的にはどのような部分でございますか。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 1回目もご答弁をさせていただきました。その中では、これはあくまでも登録をさせていただいた企業に強制ということではございません。幾つか取り組んでいただければというふうなことで例示をさせていただいたパンフレットをそれぞれ企業のほうに配布をさせていただきまして、その中で企業としてできることについて取り組んでいただいているということで、企業の皆さんにお願いをしているのは、平成12年から当市で推進をしてきております子供たちへのあいさつ運動、こういった部分にも参加をお願いをできればと考えておりますし、また子供たちの安全な見守りという部分のところでは、子ども110番の家、こういった部分に登録をしていただけないだろうか。あるいは、会社にそれぞれ体験的な、そういう学習の中で職場体験なども受け入れてもらえないだろうか、そういった部分にも協力を申し出いただければというようなことで、以下、先ほども答弁いたしましたけれども、7点ほどご要望を申し上げます。そんな中で、制度自体はことしスタートしたところでございます、次年度に向けてそういった取り組みの内容等も含めて企業にできるところから取り組んでいただければ、そういった思いでございます。

○議長 東 英男君 水島美喜子議員の質問は休憩後に行います。

10分間休憩いたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時54分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

水島美喜子議員の質問を許します。

○水島美喜子議員 先ほどサポート企業にお願いしている内容ということでお聞きしましたけれども、その中で砂川で実施されておりますあいさつ運動の輪が今とても広がっているとお聞きしております。その内容等について教えていただきたいと思っております。

また、ことしの6月には登録企業が5社ということで、現在53社の協定締結は道内でも数少ないとお聞きしております。各企業さんに趣旨を説明し、ご理解をいただきながら、本当に大変なことだったと思っております。この企業の方たちにご協力をいただいて、子供たち

が市内の企業や親の職場などを知り、家庭で話し合うなどのきっかけにもなったらと思っております。今までに職場見学や体験など、またその成果など、何点かで結構ですので、ありましたら伺いたいと思います。

企業が家庭教育に対して意識的に支援していくなど、今まで余り経験ないかと思えますけれども、企業側もサポートする側として意識改革や取り組み方、体験談などを通して理解していくことも必要かなと思います。これから研修とか講演など考えていることがございましたら、どのようにお考えなのかをお聞きしたいと思っております。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 まず初めに、あいさつ運動の関係でございますけれども、先ほどもご答弁をさせていただきました。このあいさつ運動につきましては、地域の皆さんが朝のあいさつ運動を通じて、声かけを通して地域の皆さんとコミュニケーションを図っていただけるような、そういう環境を整えて、今子供たちを取り巻く環境の中では、やはり安心、安全といった部分もございます。そういったことから、そういうコミュニケーションをもとに地域全体で子供たちを見守り、そして育てていく、そういう環境を整えたいというようなことでスタートした事業でございまして、年々取り組みの輪が広がってきてございます。平成21年度の春、秋のあいさつ運動の関係につきましては3,900名ほどだったと思えますけれども、本年度につきましては本議会で主要教育行政報告をさせていただきましたけれども、51団体、春、秋を通じて4,700名ほどのそういった協力をいただいているということで、年々こういった地域全体で子供たちを見守る、育てていく、そういった環境は整いつつあるのかなと、そのように考えてございます。

また、市内の企業の皆さんに協力をいただいているという部分のところにつきましては、これまでサポート企業制度という部分につきましては本年度スタートしたばかりの事業でございまして、以降の部分の取り組みの実績、評価という部分についてはなかなか申し上げにくいところがございますけれども、今までもやっぱり市内の企業に協力をいただきまして職場体験など、そういった取り組みを実践していただいている企業がございまして、子供が参加した感想などを見ると、子供たちが職場の中で一つ一つ新たな発見をして感動を得たというような子供たちの声が聞かれておりまして、子供たちがお父さん、お母さんなどが働いている、そういう環境なり事柄について理解を深めていくという部分のところでは、家庭教育の充実に向けてやはり一定の効果があるということで認識をしてございます。また、今後家庭教育サポート企業の取り組みの中でより一層、今53社の企業の皆さんが協力をしていただいて、それぞれ取り組めるところから実践をしていただくような形になってございますけれども、毎年今後も1年に1回ぐらいはそれぞれお集まりをいただいて、取り組み、実践などを交流し合えるような、そういった場を設けて今後のサポート企業の活動の充実に向けて取り組みを進めてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 水島美喜子議員。

○水島美喜子議員 あいさつ運動の輪ですけれども、今51団体、4,700名の参加ということで、これからもサポート企業の方たちが加わっていくともっともっと大きな輪に広がっていくのではないかと本当に期待しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、職場見学や体験などですけれども、以前に北海道銀行さんでしたでしょうか、1億円というお金を用意していただいて子供さんたちに見せたときに、とても驚いたり感激したりしていたということでございました。そのようないろいろな職場を経験する、また見る、体験するということは子供たちにとってもとてもいい財産になるのではないかと考えておりますので、ぜひこちらのほうも推進のほうよろしくお願ひしたいと思います。

また、企業間の交流、研修とか、また情報交換等も含めましての交流というのもやはり大切なことかと思っておりますので、1年に1回ということでございますが、こちらのほうもよろしくお願ひしたいと思います。立ち上がったばかりですので、全部はいろいろなことで整っていないとは思いますが、協力サポート企業向けのシールとかポスターなど、ご検討いただければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

最後になりますが、いろいろな方に実はお願ひをしているのですけれども、今時期とても日暮れが早くて、5時ぐらいになったらもう真っ暗になってしまいます。また、節電ということでまちの中がとても暗い状況です。防犯の意味からも、皆さんの家の門灯とか玄関灯をあと1時間か2時間つけていただければと思います。調べてみましたら、1時間で一月約30円ぐらいだということで、また全体から見た消費電力としてはそんな影響はないというふうにお聞きしました。節電、節電と言われており、またお金もかかることなのですけれども、できるだけ協力で、子供たちは今特に寒い雪道を帰っていきます。みんなを守っているよ、そんなメッセージとして、また事故の未然防止の意味からも、サポート企業の方たちにもご協力をぜひお願ひしていただきますように、ご検討をよろしくお願ひしたいと思います。

温かい気持ちで見守られ、育った子供たちは、きっと大人になってもそのぬくもりを感じて、砂川で暮らしたいと思ったり、また砂川のまちづくりに頑張ってくれたり、そんな郷土愛がはぐくまれていくことと思っております。子供のためにをキーワードに、家庭、学校、地域、企業、行政の協働で子供、地域が輝く砂川市を築いていこうと考えて推進していくこの家庭教育サポート企業という事業、3月11日の東日本大震災以降、家庭の家族のきずな、そして人と人とのつながりの大切さを一段と叫ばれているこの時期、将来を見据えての大変大きな意義深い事業であると思っております。コーディネートをされる教育委員会の皆様に大きく期待をし、お願ひをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 東 英男君 沢田広志議員。

○沢田広志議員（登壇） それでは、通告に従いまして、大きく2点について一般質問してまいります。

大きな1番目といたしまして、防犯灯のLED照明化への取り組みについて。町内会が設置して維持管理している1,500基以上の防犯灯をLED照明へと取りかえていくことについて、6月定例議会で一般質問を通して、市は町内会になるべく負担がかからないような方向でLEDを導入する方策を今現在検討させていただいておりますとの答弁でありました。その後半年が経過し、そして平成24年度の新年度を踏まえ、現在の防犯灯のLED照明への交換に向けた取り組みについて、以下のとおり伺います。

小さな1点目として、町内会に設置されている防犯灯のLED照明の交換に向けて検討されていると思うが、現在までの取り組み状況について。

小さな2点目として、LED照明の導入に向けて砂川市防犯灯補助規則の見直しが必要と思われることについて。

続いて、大きな2点目であります公営住宅についてお伺いします。小さな1点目として、公営住宅法は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営めるよう住宅を整備し、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、または転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としています。そこで、公営住宅入居者の維持管理費などの負担を少しでも軽減するため、市としてどのような考え方を持っているのか。

小さな2点目として、公営住宅法の一部が改正され、改正内容は大きく、同居親族要件の廃止、入居収入基準の改正、公営住宅及び共同施設の整備基準の改正となりました。今後この改正に伴い、市の対応はどのようになるのか。

以上、1回目の質問といたします。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君（登壇） 私から、大きな1の防犯灯のLED照明化への取り組みについてご答弁申し上げます。

(1)、町内会に設置されている防犯灯のLED照明への交換に向けて検討されていると思うが、現在までの取り組み状況についてであります。本年第2回市議会定例会における沢田議員の一般質問に対し、国や北海道の補助制度等の活用や防犯灯の設置費用及び維持管理費の軽減効果を含めて、町内会における防犯灯のLED照明化の推進を検討しているところであります。その後これまで国、道の交付金、補助金の状況把握、先進地視察、情報交換、町内会が維持管理している約1,500基の状況調査、LED防犯灯機器の性能など情報収集をしながら、関係部署との調整を進めてきたところであります。この間の情報といたしまして、現段階では国の予算が震災関連に配分されていることもあり、交付金、補助金の活用は難しいこと、交換できる水銀灯をすべてLED照明へ交換した場合、低いワット数で契約でき、町内会全体の維持費の年

間負担額が約100万円軽減されること、デメリットであった設置費用がLED照明の低価格化が進み、水銀灯とほぼ同額になってきたこと、視察により照度は十分確保されていることを確認したところであります。このことから、平成24年度においては、補助金等のめどがついた時点で全額市の負担による防犯灯のLED化を具体的に進めることとし、補助金等の確保が難しい場合でも、平成25年度以降の早い時期に実施できるよう検討してまいりたいと考えております。

続きまして、(2)、LED照明の導入に向けて砂川市防犯灯補助規則の見直しが必要と思われることについてであります。現行の防犯灯設置補助につきましては、設置費では既存の電柱に設置する場合は工事費の2分の1以内の額、ただし新設工事の場合は2万5,000円、取りかえ工事の場合は1万9,500円を上限額とし、維持費につきましては年間電気料の80%の額を補助しておりますが、LED照明化のデメリットがほぼなくなったことから、今後町内会において防犯灯を設置する場合はLED防犯灯の導入を推進することとし、さらに平成24年度以降にLED防犯灯を全額市の負担で設置した場合との均衡を図るため、LED防犯灯への設置費の補助率及び上限額をかさ上げする改正について検討しているところであります。

○議長 東 英男君 建設部審議監。

○建設部審議監 山梨政己君 (登壇) 私のほうから、大きな2の公営住宅についてご答弁申し上げます。

初めに、(1)の公営住宅入居者の維持管理費等の負担を少しでも軽減するため、市としてどのような考えを持っているかのご質問であります。公営住宅入居者の維持管理費等としては、市営住宅管理条例でも定められておりますが、大きく分けて入居者が負担する費用、入居者の保管義務の2つの項目になります。1つ目の入居者が負担する費用については、入居者が通常生活するために必要な経費であります。個別には、住戸内で使用する電気、ガス、上下水道料などと、廊下や階段などの照明の電気代やエレベーター運転にかかわる電気代などの共用部分にかかわる費用で、共益費として入居者に負担していただいている経費であります。2つ目は、入居者の保管義務で、市営住宅の使用については注意を払い、正常な状態を保って利用していただくものですが、破損等が入居者の使用に原因がある場合の修繕にかかわる費用を負担していただくものであります。公営住宅建てかえ事業は、国が定める公営住宅整備基準に基づきながら、建設コストの縮減を図り、社会資本整備総合交付金を受け整備を進めているところですが、入居者負担の軽減を図るものとしては、廊下照明のLED化や消し忘れ防止のためのセンサースイッチ、節水型便器を取りつけるとともに、内装は退去時の修繕費用の負担軽減するためふすまを木製建具に、壁材を安価に張りかえできるビニールクロスにするなどの改善を施しております。今後も入居者負担が軽減となる省エネ化された設備機器の導入を図ってまいりたいと考えております。

次に、(2)の公営住宅法の一部改正についてご答弁申し上げます。今回の公営住宅法の一部改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる分権一括法により、法律による義務づけ、枠づけの見直しと条例制定権の拡大などを図るための改正であります。地方分権改革の一環として、公営住宅でも管理や運営の基準づくりが地方にゆだねられることになりました。具体的には、公営住宅法の一部改正で入居者資格である同居親族要件が廃止されること、入居収入基準を条例で定めること、公営住宅及び共同施設の整備の基準を条例で定めることとするものであります。このうち同居親族要件の廃止についてであります。公営住宅の入居者資格の要件として同居親族を有する世帯としてきましたが、仮に同居親族を入居者資格の要件としない場合、若年単身を含むすべての単身者が新たに正規入居資格者となることで要件を満たす者が大幅に増大し、高齢者等の入居の安定を図る困窮度の高い世帯の入居の機会が狭められることとなります。さらに、高齢者や障害者などと同様に、近年はDV被害者や犯罪被害者など、社会経済状況の変化に伴い住宅の困窮事情も多様化し、その数は今後も増加することが予想されるところであります。このように同居親族要件が廃止されることにより、困窮度の高い世帯への住宅セーフティーネットとしての役割が阻害されるという新たな課題が生じます。公営住宅法の同居親族要件は、平成24年4月1日の施行日をもって廃止されることとなるため、施行日までに条例を改正する必要がありますが、さきに述べた課題等を踏まえ、公営住宅法の同居親族要件の廃止にかかわる省令が示された時点で条例改正案を提出する考えであります。

次に、入居収入基準と公営住宅及び共同施設の整備基準は、平成25年4月1日までに条例で定めることとなりますが、条例化に当たって参酌すべきとされる政令の基準がまだ国から示されておらず、時期も不明であります。示された時点で所要の条例改正を予定しておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

○議長 東 英男君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 それでは、2回目の質問ということで、初めに大きな1点目、防犯灯のLED照明化への取り組みということで、今ほど部長のほうから答弁をいただいたところでありますけれども、今の答弁をいただいて、非常に前進をされたのだなということを受けとめさせていただいたところであります。お聞きしたところによりますと、LED照明に向けての国、道の補助の関係、交付金関係も含めてなのでしょうけれども、この辺のめどが立ったところで市が全額負担してLED照明、強いて言うと町内会の防犯灯でありますので、には取り組んでいきたいというふうな答弁であったのかなというふうに私は受けとめさせていただいております。また、これは国、道関係もありますから、国、道がもし、補助金というのですか、その辺がつかないまでも、平成25年の早い時期に実施できるように進めていきたいと、強いて言うと補助金がなくても砂川市として単独でも実施していこうというふうに私は受け取ったのですけれども、その辺も確認も含めて再度聞か

せいただきたいと思います。

さらには、これは（１）、（２）ということで、２は補助規則の見直しということなのですが、これは関連させていただいているところでもありますので、強いて言うとLEDの照明に向けて町内会に対しても推進を呼びかけている。ただ、市が単独なり、もしくは進めてみようという間のタイムラグというか、その期間の間をどのようにして埋めたらいいのかということやうたわれたのかな、強いて言うと補助規則をLEDに対して取り組みをしていくというような形であるのかなということで私は受けとめたのですけれども、その辺も再度確認ということを含めながらまず聞かせていただきたいというふうに思います。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 それでは、確認ということでございますので、まず平成24年度につきましては国、道の補助金、交付金等、これがめどつきましたら具体的に市の全額負担で設置を進めていくということでございます。それから、平成25年度以降、これは25年に限りませんが、25年度以降の早い時期に、もし補助金、交付金のめどがつかなくても市が全額負担で実施をさせていただきたいと、こういうことで1回目ご答弁をさせていただいております。

それから、補助規則の関係でございますが、まずLEDを市が全額負担してかえる場合は、これは全面的に改正をさせていただくということになりますので、先ほど私のほうでご答弁させていただいたのは、全面的に市がすべてをかえる前に、例えば全体をかえるのが25年、26年になった場合でも、各町内会さんには少なくともLEDの防犯灯を設置をいただきたいと、このために今ある補助規則を補助率をかさ上げしたり上限額をかさ上げしたりというようなことで、その間の町内会さんの不利益を考慮して、つまり後年次になっても設置しますと町内会さんは負担なくなりますけれども、その間にやむにやまれず設置をしなければならない町内会さんというのはもちろん出てくると思いますが、100%補助ということにはなりませんけれども、今よりはかなりかさ上げをさせていただいて補助をさせていただきたいということでございます。

○議長 東 英男君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 確認ということを含めて再質問させていただいたところであります。私もLED照明、町内会の防犯灯をLED照明化してはどうでしょうかというのは、まさに昨年の12月の定例会で一般質問をさせていただいてからずっとLEDばかりを皆さんに訴えてきたところなのですけれども、今ほどの話を聞かせていただいたところによるとかなりの前進をしていただいたという部分では大変ありがたく思いますし、それと同時に、私自身だけではなくて、それぞれ防犯灯を設置している町内会、さらには毎年町内会連合会を通して町内会の意見を吸い上げた中での要望も含めて、やはりLED照明化については前向きにしてほしいという声があっただけに、それにかかわる多くの町内会、そして町内会連合会も含めて大変ありがたいことではないのかなというふうに思っています。

そういったことから、次にお伺いをしておきたいと思うのですが、今ほど町内会とか町内会連合会もお話をさせていただいております。恐らく11月には町内会連合会との懇談会の席でもLED照明化についても話があったかというふうに思いますので、この関係からお聞きしておきたいと思いますし、私のほうからも話をさせていただきたいのですけれども、もう既にこれは町内会に配布されておりました砂川市防犯灯補助規則に基づく防犯灯設置計画書の提出についてということで、これは11月の30日でもう提出締め切りになっておりまして、今回初めて、この下段のところにも、先ほど部長のほうからは今後町内会においての防犯灯についてはLEDを推進してほしいという話をされておりましたけれども、まさにこの計画書の提出についての表題の下のほうにもう既に載っているのです。私も改めて気がついたのですけれども、LED灯の導入についてということで、LED灯は従来の水銀灯や蛍光灯に比べて電気料を安く抑えることができ、寿命が長いなどのメリットがあります。最近では水銀灯と同程度の価格のLED灯が開発されていますので、防犯灯の設置に当たってはLED灯の導入についてご検討くださいということで、もう既にいち早く町内会の皆さんにこういった形を市として話をされていたのだなということを改めて感じさせていただいているのですけれども、これはあくまで来年度に向けて、もう11月30日で締め切っておりますので、であれば、町内会も、そして町内会連合会もこのことについてはかなりかかわりを持っておりますので、今後町内会とか町内会連合会に対して、こういった形の進め方をしていくということをどのような形で市は皆さんに周知というのですか、お知らせというのですか、をされていくのか、このことについて聞かせていただきたいというふうに思います。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 それでは、今後の進め方ということでご答弁をさせていただきたいと思いますが、本年度内、来年3月までにLED防犯灯の設置費の補助率及び上限額をかさ上げするための補助規則の改正を行うなど、防犯灯のLED照明化を推進するためには、やはり各町内会さんとの連携が不可欠ということになってきますので、なるべく早い時期にまず町内会連合会さんへ事業の説明と内容の協議を行わせていただきたいというふうに思います。これに基づきまして、各町内会さんには周知をさせていただきたいというふうに思います。現段階ではこのような手順を進めたいと思っておりますけれども、各町内会さんで防犯灯、電柱に普通についている防犯灯であればいいのですけれども、特別ハイウエー型ですとか形の違う部分もございますので、そういうような協議をさせてもらうときには、随時その時期に町内会さんと個別に協議をさせていただきながら取り進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長 東 英男君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 町内会、さらには町内会連合会へのお知らせ、周知ということでは、積極的に速やかにしていただきたいなというのは、先ほどもお話ししましたように、もう既

に来年度に向けて町内会は11月30日で計画書を締めておりますので、恐らくこのことについていち早く知りたいのは町内会であるし、町内会連合会でありますので、この辺の対応も含めて頭に入れながら、速やかな対応というのですか、町内会、さらには町内会連合会に対して事業の説明、内容の説明をしっかりとやっていただきたいなというふうに思います。このことについては、この1年をかけてLED照明についてお話をさせていただいた私にとってもかなりの前進をしていただいたということでもありますので、このことについては、大きな1点目については終わりたいというふうに思います。

それでは、続いて2点目でありますけれども、公営住宅についてということでもあります。今ほど答弁をいただいて説明をいただいたところでありますけれども、まずは(1)の強いて言うとは公営住宅入居者の維持管理費等の負担を少しでも軽減する方法はないのだろうかといったことでの答弁をいただいたところでありますけれども、私は最初の一般質問の前段で公営住宅法の目的の部分をお話をさせていただいたところであります。まさに公営住宅法がうたっていることは、低廉な家賃で、そして低額所得者に対して賃貸などをしていくと、そしてそのことによって国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与できるのだというところに公営住宅法の目的があり、そして砂川市もその公営住宅をつくって皆さんに入居してもらって、そして活用してもらっているといったところでは、私はこれがまさに前提であるのだろうというふうに思っております。

そんなことから、強いて言うとは特に入居者にとっては共益費、共用で使っている部分ともありますし、そのことについては今後照明をLED化していったり自動に切りかえがつかうセンサースイッチ等を含めてということでもありますけれども、これはぜひやっていかなければいけないことなのかなと思うのですが、ただ砂川市内には公営住宅と言われるものが1,397戸あります。そして、この1,397戸ある中でもそれぞれの地域で団地を構成し、そしてそれぞれの団地における公営住宅もその年度、年度で建設がされてきております。建設がされてきたときの建築の整備基準というのですか、それぞれ違いますから、例えば1つの棟に玄関が3ないし4あったり、最近では共用の廊下があって、玄関が1つ、2つといったことでの建築の整備の形も変わってきております。そういったそれぞれの団地、公営住宅の形においてもさまざまではあると思うのですが、公営住宅に住んでいる市内の入居者すべてに対して私は経費の軽減、やっぱり入居者にとっては経費が少しでも軽減されるということを望んでいるというふうに思っておりますので、この辺を頭に入れながらであれば、この経費の節減に向けて具体的にどのような形でいつごろから取り組んでいこうかということはどう考えているのか。ただ、今現在公営住宅においても大改修も含めていろいろやられている状況でもありますけれども、この辺は進めたいということだけではなくて、今後どのような形でいつごろぐらいからということもある部分で考えていかなければいけないのかなと思うのですが、そのことについても考え方を聞かせていただきたいというふうに思います。

続いて、小さな2点目の公営住宅法の一部改正について、改正の内容については今ほど答弁を通しながら多くのことを聞かせていただいたところであります。まさにこれは、お話があったように地域主権一括法による公営住宅法の改正でもあります。そういったことから、同居親族要件の廃止、入居収入基準の改正、これは条例委任ということで、公営住宅及び共同施設の整備基準の改正、これも条例委任ということの答弁でもありました。このことについては、それぞれ同居親族要件の廃止についての対応は平成24年4月1日からスタートしていかなければいけないということへの条例改正の取り組みということも話をされておりまして、入居収入基準、さらには公営住宅及び共同施設の整備基準については平成25年4月1日からは条例をしっかりとつくっていかなければいけない。まさに公営住宅法の一部改正というのは、今まで国のほうですべてというか、大きくやっていたことを地方の自治体のほうで条例化して対応してほしいということでもありますけれども、そういった答弁をいただいた中で私は感じ取っておりますけれども、そこでお伺いをしたいことは、同居親族要件の廃止によって単身者の関係をいろいろ答弁、説明をいただいたところでもありますけれども、今現在砂川市の場合、単身者用の住戸というのはどのような状況になっているのか。たしか宮川団地の中にあっただろうと思うのですが、今現在は宮川団地は入居者の募集停止をしているところでもありますけれども、このことを踏まえながら、砂川市の場合には単身者の入居というのはどのような形を今後考えていかなければいけないのか、その考え方も聞かせていただきたいと思っております。

それと、入居収入基準の改正ということでもありますけれども、これはそれぞれ金額、収入の関係の金額が変わってくるかというふうに思っておりますけれども、このことによって砂川市としてどのようなかわりが出ていくのか、その考え方も聞かせてもらいたいと思っております。

そして、公営住宅及び共同施設の整備基準の改正、これを条例化していくということで、整備基準を事業主体である自治体のほうで条例を定めていくわけでもありますけれども、これちょっと調べていきますと、国のほうでは参酌すべき基準を省令で規定してということではあるのですが、強いて言うところの整備基準は砂川独自としてつくっていくことが可能なのではないかなというふうに私は思うのですが、このことについてその考え方も聞かせていただきたいというふうに思います。

○議長 東 英男君 建設部審議監。

○建設部審議監 山梨政己君 質問何点かありましたので、順次お答えしたいと思います。

入居者の負担の軽減ということで、共用部分にかかわる改修、電気代等々の改修ということなのですが、このたび南吉野とか石山団地でもLEDの照明を共用玄関につけたのですが、これちょっと基準法の話もありまして、共用部分の照明に関しては非常用照明を兼ねたものをつけなければならないということで、今現在非常照明を兼ねたものが製品としてない。それで、法的にそういう非常照明の要求されないところに関して今回つけてきた

という状況になっておりまして、既存の公営住宅、階段式のものも照明はついているのですけれども、そちらも非常用照明を兼ねたものでなければならぬということで、計画的な整備の話もありますけれども、まず製品が対応したものができてきた時点でつけられるところからつけていくということになると思うのですけれども、具体的にどの時期からやるという考えは今のところ、そういう製品の関係もありますので、立てられない状況にあります。それと、建設する住宅についてにつきましては、仕様としてあるものがありますので、順次整備していくという考えを持っております。

次、2点目ですけれども、単身の入居の関係です。今は若年単身に限って入居できる場所なのですけれども、現在公募を停止しております宮川団地、基準としましては若年単身であれば50平米以下の住宅を受けるということになっておりまして、公営住宅法では同居親族要件というのは生きていますけれども、地域の事情に応じて特例ということで、砂川市は過疎地域でありますので、そこで一定の面積の範囲内で単身者を受け入れることは可能ですということで、50平米の住宅、専用部分が50平米ですけれども、について受けるということで、今宮川団地で住宅はあるのですけれども、公募を停止している。そこで、どういう対応をしていくかということなのですけれども、50平米以下の既存の住宅というのはほかになくて、今回改正で同居親族要件が廃止されますので、一定の面積なり、団地単位で例えばこの団地の数戸については、何戸かについては単身を受け入れましょうかとか、そういう受け入れるところと受け入れないところ、そういうような制限といたしますか、そういうのを法で同居要件が廃止になったことに伴って、条例のほうであえてそういう制限なんかもかけていくような考えは持っております。

あと、収入基準、こちらのほうも条例で定めなさいということになっていまして、今収入基準、政令月収が15万幾らだと思いましたがけれども、それを地域の実情に合わせて定めなさいということなのですけれども、影響として考えられるのは、やはり下げれば入る人は狭まりますし、所得が全体的に下がっている中で枠を上げればまた本来の目的から、平成20年にこの収入基準も見直しされまして一たん下がっていますので、下げていくということになるとその辺入居対象者というのが狭められていくというのが考えられますし、また一番心配なのは家賃収入のこともありますので、そこら辺については今時点では参酌基準なるものが示されていないので、今この時点ではっきり申し上げることはできませんけれども、そのようなことが考えられると思います。

次に、整備基準のお話であったと思いますが、新たにつくっている公営住宅は、条例のほうで国の補助にかかわるものを市営住宅ということで規定されておりますので、法が改正され、法で整備基準を定めなくて、参酌すべき基準ということで今回改正になるのですけれども、市営住宅建てるには国交省の交付金を活用しながら建設を進めていかなければならないということもありますし、その参酌すべき基準というのはそれなりの基準ということで受けとめておりますし、地方でいろいろなことができるということで今回の改正に

なっただのですが、砂川市も公営住宅を建てておりますけれども、道も同じように道営住宅というのを建てておりまして、北海道としましては道営住宅、北海道の住宅ですけれども、市町村営住宅を補完する立場からということで、今後道内に建設される公営住宅の満たすべき整備水準というのを、その目安を示すという考えもありますので、国が示す参酌基準、それと道が示す整備基準、それらを踏まえながら市の整備基準の改正を図っていく考えであります。

以上です。

○議長 東 英男君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 それでは、大きな2点目ですので、2点目の小さな1点目のほうからお伺いをしたいというふうに思います。LED照明にしても玄関については非常用の照明としての部分もあるということで、製品的にないということで、この辺は今のところ難しい。製品ができ上がれば、それは対応していきたいということでもありますけれども、玄関だとか共用スペースである廊下、廊下のある公営住宅もあれば、先ほどお話ししたようにその棟によっては3ないし4の独立した玄関というのかな、そういったところでの違いはあると思うのですが、全市的な公営住宅のことを含めながら言いますと、そういったところをしっかりと計画を立てながらやっていかなければいけないことなのではないかなと。というのは、私も先ほど、何回も言ってしまうとあれですけれども、公営住宅法の目的に沿ってしっかりと、社会福祉の増進にあるということでもありますから、その辺はしっかりやらなければいけないと思うのですが、そういった中で、昨日も小黒議員も南吉野団地の経緯も含めて話をされて、私も一度説明会ということで、見学ということで行かせていただきました。そういった中でも、同じ共益費なのに、同じような形の棟でありながら電気料金の増減が余りにも激しくあり過ぎたような話まで出てきている中で、激しい増減、ふえているところは本当にふえていて、それからぱたっと減少してしまって、比較するとなぜこんなに同じようなつくりしているのに違うのだろうといったような話まで出てくるわけですから、そういったところをしっかりと市として押さえた中で、いかに経費の軽減というのかな、すべきことをやっぱりしていかなければいけないのかなというふうに思います。そういったことを考えますと、市内の公営住宅含めて入居者の負担の軽減に向けて、しっかりと公営住宅すべてにおいて調査なりをいま一度すべきではないのかなと思うのですが、まずそのことについても聞かせてもらいたいと思います。

それと、小さな2点目、公営住宅法の一部改正の関係、大体わかってまいりました。ただ、これは今後条例をつくっていかねばいけない部分もありますから、このときにいろいろな形で出てくるものだというふうに思っておりますので、詳しいことについてはまたそういった機会に話し、また質疑もできるのかなと思うのですが、ただこの中で私は砂川の独自性があっていいのではないかといたところでは、公営住宅等整備基準、公営住宅及び共同施設の整備基準の改正ということからなのですから、今現在砂川市の場合

は公営住宅等長寿命化計画に基づいて本年度で見直しを図るためにもいろいろ考えられているということであり、今後の公営住宅の建てかえといったことがあるだろうというふうには考えてはいるのですけれども、このことについてもどのぐらいの戸数になるのかについても、それは今現在やられていることであると思うのですが、今後公営住宅、もう古くなっているところありますので、その建てかえのときには公営住宅法の一部改正に基づく公営住宅及び共同施設の整備基準の条例がかなりかかわってくるのではないかなというふうに思っています。そういったところで考えたときに、入居される人方には負担の軽減になるような作り方も必要だろうと思いますし、そういった砂川の独自性を持ってやっていくべき条例の作り方というのがあるかと思うのですが、このあたりについても一度、考え方あるのであれば聞かせてほしいなというふうに思います。

○議長 東 英男君 建設部審議監。

○建設部審議監 山梨政己君 それでは、入居者の負担の軽減にかかわる調査ということでございます。共益費というのはそれぞれ棟単位でお支払いしていただいておりますので、その会計は自治会という組織をつくっていただきまして、そちらのほうで対応されておりますので、こちら建物を整備する上で参考になることも考えられますので、自治会単位で調査を検討したいと思います。

それと、整備基準の話でございました。整備基準について条例でどのように盛り込まれるかということなのですが、今のところ参酌すべき基準なるものも省令で示されていない状況でありますのと、もう一つは、建設においてはそういう交付金を活用して建てていくということでもありますので、参酌基準というのはやはり重く受けとめて、それで作っていくようなことになると思うのですけれども、まず独自に整備基準というよりも、建物を設計するときには、平面プランだとかそのようなところというのは整備基準とはまた別な考え方で建物をつくることになりますので、今共用部分の話が出ましたのでお話ししますと、例えば今2階建てで石山団地のほうを整備していますけれども、南吉野は住戸が2階にかなりの戸数、かなりの戸数って五、六戸あるのですが、その住宅の面積とか、型別によって階段を2つ設けているのですけれども、その辺の組み合わせによっては、これ基準法で設置義務がありまして、2方向避難というのがあるのですけれども、住宅の戸数と型別によっては2階の面積、一定程度の範囲内であれば1戸にできるということもありますので、そんなことで公営住宅の整備をして、言ってみれば共用の階段の部分の電気代がかからないような形ということにもなりますので、整備基準そのものに関してはどのような形になるかはちょっと今のところはっきり申し上げられませんが、そのような平面プランを経済設計、コスト縮減になるような形で進めていきたいというふうに考えております。

○議長 東 英男君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 それでは、公営住宅の入居者の負担の軽減について、聞かせてください。

た中ではいろいろな考えを持っているということは理解させていただきました。ただ、これをいかにして実施していくのかといったことについては早急にすべきことではないかなというふうに思いますので、いま一度検討をお願いをしたいなというふうに思います。そして、共益費の部分に入るかどうかはちょっとわかりませんが、入居している住居の中で少しでも電気代だとか含めて節減をしたいなと思っている方たちもいます。そういった中で、一例ですけれども、ちょっとお聞きした中で、その住居では玄関のところの電球をLEDの照明にかえてみようと思ったら、仕様が違ってLEDの電球にかえれないとか、電気の関係っていろんな仕様があって、ソケットの大きさだとかもいろんなことあるらしいのです。そういったことを考えたときに、いざ入居している人方自身が少しでも節電したり経費の負担軽減を目指そうといったときにそういったことが起こり得るのかなというふうに思うのですが、この辺そういった形というのはあり得るのかどうか、これちょっと細かいことですが、最後に聞かせてください。

それと、一部改正の関係は、今後条例を定めていかなければいけないということではわかってまいりました。そこで、これも最後に聞かせてもらいたいと思うのですが、整備の関係いろいろ調べていきますと、住宅性能評価等級とかいろいろありまして、基準の改正だとかいろいろな話はしましたけれども、いろいろな性能評価だとか通していくと、例えば高齢者対策のためにはどうしたらいいのだろうか、最近の化学物質によるアレルギーの関係、これは換気のこととかかわっていたりとか、結構性能評価の等級によってできる、できないとかというふうなこともあるのですが、そういったことというのは今後もかわりとしてやっぱりしていかなければいけないことになるのかどうか、これを最後に聞かせていただきたいというふうに思います。

○議長 東 英男君 建設部審議監。

○建設部審議監 山梨政己君 入居されている方、個別の住宅での照明器具をLEDにかえようとしたときというご質問だと思いますけれども、球自体をかえてLED照明として使える器具とそうでない器具の違いが製品としてありますので、今後入居者の方が独自にそういう対応をできるような、そういう工事の時点で、製品にもよりますけれども、検討はしていきたいというふうに考えております。

それと、もう一つ、整備基準のほうですけれども、公営住宅の整備基準、今時点でのお話でありますけれども、整備基準の中には、いわゆる品確法、住宅の品質確保に関する法律でいろいろと性能がありまして、まずそれを住宅の部分に関しては守ってください。10項目ほどあるのですけれども、高齢者への配慮だとか、あと断熱性、遮音とか、ある程度性能を品確法で言う基準以上のものをつくりなさいと、そのほかに整備基準では住棟の配置だとか敷地の関係とか、そういう部分を規定されていまして、交付金活用して受ける、何度も同じ話になりますけれども、そういう場合には今の基本的な住宅の性能を確保しつつ、整備基準を守ってつくっていかねばならないというふうに考えております。

○議長 東 英男君 辻勲議員の質問は休憩後に行います。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時52分

再開 午後 0時59分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

辻勲議員。

○辻 勲議員 (登壇) それでは、2点について質問をさせていただきます。

1点目、空き家対策について。市内地域を見ていると、明らかに人が住んでいる気配を感じない空き家であるとか、雑草が生い茂り窓ガラスが割れた崩壊寸前の住宅などを見かけます。このような空き家、廃屋は、高齢化、都会へ出た子供が帰ってこないなどの理由があると思います。全国的にも空き家率が高くなってきていると思いますが、こういった空き家、廃屋の問題としては、放火による火災や自然倒壊、台風による木片などの飛散によるけがや落雪による事故、さらにごみの不法投棄、不審者やたまり場になりやすい防犯問題などが考えられます。しかし、土地、建物が個人の所有している財産であるがゆえに、市民からの苦情等があっても行政の打つ手が限られているのが実情かと思われませんが、以下の点について伺います。

1点目、現時点で市内には空き家が何軒くらいあるのか、そのうち倒壊のおそれのある危険な家屋は何軒あるのか。

2点目、町内会と連携をとり実態調査を行っていると思うが、その内容について。

3点目、空き家所有者が市の勧告や命令など行政指導に応じない場合には、氏名や連絡先を公表できるような空き家所有者に適正管理を義務づける条例制定の考えについて。

4点目、空き家の有効活用について何か検討していることはあるのか。

次、大きな2点目です。高齢者等の施策について。民生委員や地域包括支援センターには、高齢者の相談窓口としてさまざまな相談や課題が寄せられていると思います。そこには既存の施策やサービスだけでは解決に至らない地域固有の課題があると考えます。そこで、地域福祉の観点から次のことについて伺います。

1つ、地域包括支援センターが受けている相談内容と取り組みについて。

2つ目、砂川市見守りガイドブックの活用について。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長 東 英男君 建設部審議監。

○建設部審議監 山梨政己君 (登壇) 私のほうから、大きな1の空き家対策についてご答弁申し上げます。

初めに、(1)の現時点での市内の空き家の軒数とその空き家で倒壊の恐れのある危険な家屋の軒数についてであります。空き家につきましては一時的に空き家になっているもの、長い間空き家になっているが適切に管理されているもの、長い間管理されず倒壊等

の危険があるものなどの幾つか、形態に分かれると考えておりますが、現在軒数など把握している空き家で危険なものは4軒を確認しております。

次に、(2)、町内会との連携と実態調査についてであります。町内会との連携では、毎年行っています町内会連合会と市の懇談会において提出される危険な空き家に対する要望を受け、建築住宅課で状況を確認し、建物の所有者、管理者に文書と現況写真を添付し、適正な維持管理と防災、防犯上必要な措置を講ずるよう要請しているところであります。

次に、(3)、行政指導に応じない場合には氏名や連絡先を公表できるような条例の制定の考え方についてご答弁申し上げます。これまでも空き家で危険な建物については、市民からの情報提供や固定資産税の家屋調査などを踏まえ実態調査を行い、建物の所有者などに適正管理について文書で要請しているところであります。しかし、所有者などに要請しても早急な対応がなされず、苦慮しているところであり、さらなる対策として氏名の公表などの検討をいたしました。が、そもそも危険な家屋や適正な管理がなされていない建物については、その所有関係にさまざまな課題があるものが多く、例えば相続権が放棄されたままの建物や、所有者が死亡し相続されたとしても所有権移転登記がなされていない建物があります。これらの建物については、登記簿で実際の所有者を確認できなく、氏名の公表そのものができません。また、所有者が道外や遠方に転居した場合は、氏名を公表してもその実効性に課題が残るところであります。このようなことから、空き家所有者に適正管理を義務づける条例の制定については、現時点では考えておりませんが、解体などを行う動機づけとなる取り組みを検討しているところでございます。なお、このような危険な空き家については、これまで行っています所有者などへの文書要請により除却された建物があり、一定の解決がされているところであります。

次に、(4)、空き家の有効活用の検討についてご答弁申し上げます。空き家の有効活用については、ハートフル住まいる(空き地・空き家)情報提供事業として砂川市内に居住を希望する方に専用住宅、共同住宅の情報を市のホームページに掲載しております。提供する情報としましては、所有者から提出された住戸または住宅の平面図や外観の写真を掲載しますが、市では情報提供した物件の賃貸、売買契約の取り次ぎをするものではなく、これらの情報を活用して所有者と購入希望者などが直接やりとりを行うこととなっております。さらに、20年度からは不動産業のホームページをリンクするなど、より多くの空き家情報の提供に努めておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 (登壇) 私から、大きな2の高齢者等の施策についてご答弁申し上げます。

初めに、(1)、地域包括支援センターが受けている相談内容と取り組みについてであります。地域包括支援センターにつきましては、平成17年の介護保険制度の見直しにより、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、

地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、平成18年度に創設されたものであります。この地域包括支援センターは、市町村または市町村から委託を受けた法人が設置することとなっており、市の委託により社団法人北海道総合在宅ケア事業団が設置しております。地域包括支援センターの相談につきましては、平成18年4月の設置から5年余りを経過し、高齢者の総合相談窓口として認知度も増していることなどから、相談件数も年々増加傾向にあり、相談件数は平成21年度、875件、平成22年度、1,059件、平成23年度は11月末現在で958件となっております。相談内容も、介護予防、在宅サービス、医療、健康、日常介護から施設入所、家族関係など多岐にわたり、その相談内容により必要なサービスが的確に受けられるよう、関係機関との連絡調整を行うなど、高齢者やその家族を支える組織として地域に定着してきており、高齢化が進展する中、今後ますますその重要性が増すものと考えております。平成22年度からは、国の補助事業である地域包括ケア推進事業により、社会福祉士を地域コーディネーターとして配置し、町内会や民生児童委員など地域で高齢者を見守るネットワークを構築するなど、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らすことができる地域包括ケアを推進するとともに、地域のケアマネジャーへの指導、医療機関やその他関係機関との連携のほか、高齢者の権利擁護業務、虐待の防止などに取り組んでいるところであります。

続きまして、(2)の砂川市見守りガイドブックの活用についてであります。この砂川市見守りガイドブックにつきましては、ただいまご答弁申し上げました地域包括ケア推進事業の一環として、平成22年度に地域で高齢者の見守りを行う団体や個人が活動の際に役立つ冊子として500部を作成しており、内容につきましては地域包括支援センターの活用方法や認知症、高齢者虐待、高齢消費者に対する被害防止のほか、各種の社会資源やボランティア団体に係る活動などが掲載されており、高齢者が地域で安心して暮らすための貴重な冊子として活用することができるものであり、町内会、民生児童委員、居宅介護支援事業所、消費者協会、ボランティア団体や認知症家族会など関係機関に広く配布しております。さらに、ガイドブックを配布する機会を利用して、高齢者を地域で見守る上で重要な組織となる町内会等との連携強化に向けた取り組みを進めているところであり、このような取り組みを通じて地域の中で支援が必要な高齢者の見守りにつなげていきたいと考えております。

○議長 東 英男君 辻勲議員。

○辻 勲議員 それでは、1点目の空き家対策についての2回目の質問をさせていただきたいと思いますが、空き家対策という部分については、実は私ごとでもあるのですけれども、町内の会長さんから空き家の対策、過去の話ですけれども、頼まれて、まず所有者を見つけるところから始まりまして、所有者が見つかったと思ったら、土地と建物が違うということになりまして、しかも釧路だとか、片方は内地のほうだとか千葉だとかというような形になりまして、じきじきにお話しして、危険だということで、町内の子供

さんもおられるのでということでお話をしたのですけれども、片方のほうの家の持ち主の方は名義を変更してもいいですよというふうになって、最後土地の方が、壊すにはお金の問題とかいろんな部分もあるのでしょうけれども、できないということやら、本当に何カ月、また数年という月日の中で解体に至ったという経過があるのでしょけれども、本当にこの問題は時間がかかるし、今言った所有者の部分ということでは大変な状況でないかというふうに思われます。

そんな中で、まず2点目の実態調査という部分ですけれども、これは今後の住宅の政策の展開の資料としても私は大事でないかなと思って、どうでしょうかという部分だったのでしょけれども、いま一度実態調査についての考え方を2回目にまたお聞きしたいなというふうに思っています。

それから、3点目の条例についてなのですけれども、今審議監のほうからお話ありましたけれども、近くは滝川市でも今考えている状況もありますし、埼玉県の所沢市もあるわけですけれども、問題は勧告しなければならぬ状況が出てくるという部分が一番大事な部分だとは思っているのでしょけれども、今答弁でいきますと動機づけとなるような部分で検討していきたいということですので、その点についてはわかりましたけれども、いま一度、4軒の危険なのを確認しているということなのですけれども、もう一度その辺の状況どういうふうになっているのか、どうしていくのかという部分をお聞きしたいと思います。

それから、ホームページに載せているということで、いろいろ情報を載せているということの中で、ちょっと私もホームページ見たのですけれども、3つのエリアのところをクリックすると地図が出てくるのですけれども、3カ所です。空知太・石山地区と市街地・北光地区、それから南吉野・豊沼地区という部分で出てくるのですけれども、この3つのエリア、地図にただ囲ったという部分なのですけれども、ここに空き家がありますよということなのか、ちょっとわかりづらいので、この辺のところの説明をいただきたいなというふうに思っております。

以上、まず2回目の質問です。

○議長 東 英男君 建設部審議監。

○建設部審議監 山梨政己君 空き家の調査というよりも、そのうち危険な家屋の調査ということでご答弁したいと思います。1回目の答弁でもさせていただきましたけれども、固定資産税の家屋調査とか、市民からの情報等々をいただきながら再度建築住宅課でその状況を確認すると。空き家であっても、危険な状態というのは見た目を感じる部分と、定量的に危険な状態を示すものというのが現在ないものですから、そういう市民からの情報とか、あと建材とか屋根材が飛ぶような、そういう状況を確認しながら、その都度危険な状態という建物を把握している状況であります。それで、危険なものということで4軒確認しているということで、その対応ということなのですけれども、これまでも解決されてきた建物と同じように、所有者や管理者に文書で要請を続けていくという形になっていま

して、実際に17年からそういう情報をいただきながら文書で要請しておりますし、それなりの年数もかかっておりまして、長いものでは3年とか4年かかって解決されたものの中にはあります。現在危険ということで把握している物件の用途としましては、空き家と車庫それぞれ1軒ずつ、それと旧社宅、それとホテル、この4軒を確認している状況です。

それと、ホームページのほうの空き家情報の関係で、空き家情報を検索するときなかなか見づらいということなのですけれども、それを見るときには、砂川の地図がありまして、それぞれ南地区、中心街、それと北側というふうに分かれていまして、一たんそれを見てから、次の実際にどこの地区に何があいているかという空き家情報を確認する形になっておりますので、ご質問のあったとおりすぐに見るような形、連動していないような形になっておりますので、それにつきましては改良する方向で検討を進めたいと思います。

以上です。

〔「実態調査のほう」と呼ぶ者あり〕

実態調査のお話なのですけれども、空き家そのものに関しては建築住宅課のほうでは行いませんので、そういう危険な家屋に関しては先ほど申しました市民からの情報と固定資産税の家屋調査の中でその情報をいただきながら、建築住宅課のほうで再度危険だとされる建物を確認しに行くという形になっております。

○議長 東 英男君 辻勲議員。

○辻 勲議員 わかりました。今るる答弁ありましたので、私のほうは1点目についてはわかったのですけれども、ただ要望だけしておきたいと思うのですけれども、有効活用の利用という部分で今後何か国の事業とか補助とか、そういったものの部分で空き家を利用できる部分が、改築とかそういう事業もあると思うのですけれども、そういった検討ももししていただければなというふうに思って、1点目の質問は終わります。

大きな2点目ですけれども、高齢者等の施策についてということで、まず2回目なのですけれども、市民部長のほうからお話ありましたように、これから本当に、高齢者の方もそうなのですけれども、非常に多岐にわたる相談等々が今、年度別にお話ありまして、月に直しても平均して70件余りというような相談があるという中で、職員の人数5人ということで、そんな中で本当に大変でないかなというふうに思っているのですけれども、そんな中で何か対応といっても委託している事業でもありますし、あれなのですけれども、そんな部分でもし何かあればお聞きしたいなというふうに思いますし、補助で500部の見守りガイドをつくったという部分なのですけれども、この辺の背景とか配布先もお話ありましたけれども、その結果としてどういうふうに使われているのか、せっかくすばらしいガイドブックできたと思うのですけれども、この辺どういうふう、町内会長さんとか班長さんに配られていると思うのですけれども、そういった部分でこれがどういうふうに使われているとか、何かそういう声を聞くことも大事でないかなと思うのですけれども、そういった部分でどういうふうになっているかというのをまずお聞きしたいのと、このた

びちょうどいいことに広報紙に、「こんにちは！砂川市地域包括支援センター」という部分でパンフが入ってきたのです。これも非常にわかりやすい部分のいいパンフが入ってきたなと思うのですけれども、この中で電話も24時間体制というか、時間的には夕方までというふうに決まっているのですけれども、この中で時間帯以外の電話も留守番電話になっていて、名前とか入れていただければ後日対応しますよということがあるのですけれども、このぐらいの対応が最高の部分かなというふうにも思うのですけれども、ちょっと事例を申し上げたいのですけれども、神奈川県相模原市という部分のことなのでも、ひとり暮らしの高齢者とか、砂川市もふえているのですけれども、そういったところに常時本当に注意が必要な高齢者が増加しているという部分で、24時間の「ホッと！あんしんダイヤル」というのを設置しているのですけれども、こういったことはちょっと難しい部分もあるのではないかなと思うのですけれども、ちょっとお聞きしたいのは、例えば民間の会社とかに委託するとか考えながら、要するに電話は24時間来るわけですよね、対応はするのだけれども、やっぱり夜中に何かあるということも当然あるものですから、そういう部分の対応を何か考えているのか、今言ったような私の例を挙げて、そういうようなことも検討できるのかどうかということもお聞きしたいなというふうに思っています。

それから、今言ったこんにちはパンフにも出ているのですけれども、こういうふうにいるいろい、介護を受けなければならないとか、そういう相談がいろいろ多岐にわたって来るのですけれども、その前の予防というのですか、介護予防というのですかね、そういったことも大事でないかと思っているのですけれども、ふれあいセンターなんかといきいき講座とかやっているの知っていますけれども、そういったところと何か連携をとりながらやっているとか、何かその点についてやっている事業があればお聞きしたいなと思います。

以上です。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 ただいま4点ほどご質問いただいたというふうに思います。

まず、職員体制、現在5名ということで、こちらのほうがかなり大変ではないかというお話でございます。先ほどもご答弁申し上げましたとおり、平成22年度から地域包括ケア推進事業というのを22年、23年度と今も実施しているわけですが、この際に1名社会福祉士を増員をして対応させていただいているということでございます。現在5名体制で、これは全額人件費国庫補助をいただいておりますので、もし地域包括ケア推進事業の補助が切れれば、実際はこの1名を減員しなければならないのかということなのでも、実は先ほど来お話ししているとおり、かなり地域に根差した活動をこの地域包括支援センターが行っておりますので、実際に町内会さんなり民生児童委員さんなりとネットワークを組み始めているという状況もございますので、これ私のほうの今現在の考え方でございますけれども、この5人体制を平成24年度も何とか維持をしていきたいと、そのことによって今まで培ってきましたネットワークを、さらに包括さんのほうで根差し

ていただきたいというふうなことを考えておりますので、人員の増あるいは人員の減ということではなくて、やる業務が多少変わるにしても人員をそのまま、今現在現時点では平成24年度もこの体制でいきたいというふうを考えております。

2点目のガイドブックの効果ということでございますが、こちらのほうは先ほど来お話ししているとおり、町内会さんなり民生児童委員さんなりとネットワークを組んできているということがありますので、1回目でお話ししたとおり、相談件数も21年度は875件、22年度は1,059件、23年度は11月末、つまり8カ月間で958件ということでかなりの増加を見ています。加えまして、町内会、老人クラブ等、こちらからの講話依頼、こちらのほうは平成21年度は2件、平成22年度は9件、平成23年度はこの11月末現在で19件という講話の数になっております。これ一つとりましても、相談件数とあわせてかなりこのガイドブックが地域に根差して講話等の依頼がふえていると、ですからこのガイドブックがかなり有効に活用されているというふうな認識を持ってございます。

続きまして、3点目の相談の24時間体制でございますけれども、現在、先ほどお話あったとおり通常の時間以外の夜間、休日につきましては留守番電話で、週明けにその留守番電話の解消あるいは相談をさせていただいているということでございますが、これも現時点では検討段階ではございますが、夜間、それから休日については相談業務について24時間体制で地域包括センターのほうでできないかどうかということで、今具体的に検討を進めさせていただいておりますので、こちらのほうはもう少し時間をいただいて、もし実施するにしても平成24年度以降ということになりますけれども、24時間体制の相談業務については現在検討させていただいているということでございます。

それから、4点目でございますけれども、介護予防について、地域包括支援センターがどのような形で介護予防を行っているか、あるいはふれあいセンターの連携等ということでご質問がございました。まず、介護予防につきましては、一般の相談業務の中から1次予防者、2次予防者ということで包括さんのほうでご相談を承るということになってございますし、それからふれあいセンターで実施しております介護予防教室、これとは連携をしておりますので、ここに出席をされた1次予防者、2次予防者はすべて全戸訪問をこの包括さんで行っております。ですから、ふれあいセンターと連携をしながら全戸訪問をしながら、相談を受けたり状況を確認したりというような活動を行っておりますし、また介護保険の申請のあった方で該当しなかった方、要支援1、2にも該当しなかった方についても包括のほうですべて訪問をして、実態を把握して相談を受けるといったようなことにしておりますので、かなり広い範囲においてこの相談を受けているということでございます。また、このふれあいセンターが行います介護予防教室では生活機能チェックというのをやっておりまして、ここで2次予防者が特定された場合、この場合は包括さんのほうで2次予防者に対して介護予防ケアプランというのを作成しまして、その後の予防に対する考え

方をきちんと明確に示してあげると、こういうような業務も行っているところがございます。

以上でございます。

○議長 東 英男君 辻勲議員。

○辻 勲議員 再度質問させていただきますけれども、全体的には安心という部分で本当に頑張らせていただいているなというふうに思っております。24時間の体制についても検討されているということで、これも本当によかったなと思っております。それで、24時間体制も含めまして、いま一度、24年度に関してはこの人員でこの体制でということなのですけれども、さっき言った切れ目の部分で今後国なり、そういう何か向けて、そういう補助というか、何とかならないのかという部分のそういうことをしていくのかということをもう一点お聞きしたいのと、今私高齢者等ということで高齢者の方中心にお話ししたのですけれども、障害の方とか母子の方とかも相談あるのでないかと思うのですけれども、その辺のところの対応をいま一度お聞きしたいなというふうに思います。

以上です。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 ただいま2点ほどご質問いただいたと思います。

まず、この地域包括ケア推進事業、これは22年、23年度、国のモデル事業で補助をいただいております。24年度以降につきましては、恐らくモデル事業ということではなくて、すべての地域包括支援センターで地域包括ケア事業を地域で行っていくと、これを今計画として24年から3カ年のものをつくっておりますけれども、恐らく国のほうはこれを全国に広めたいと、モデル地域としては22、23年度でしたけれども。ですから、砂川市におきましても、この事業は継続をしながら、ただ100%補助というのは恐らく全国になりますと難しいかと思しますので、今の現状の制度でこの制度を続けていくとすれば、恐らく地域包括ケア推進事業として取り組んだうちの約20%が保険料で賄わなければならないというようなことになろうかと思いますが、ただこの制度的な部分はまだ明確にされていない部分もありますので、現行の部分でということでお話をさせていただきたいと思しますので、ですから先ほど現状の人員でということでご答弁させていただいておりますので、補助の部分が100%でなくても、実際に行っております地域に根差した活動をこのまま継続をしていければというふうに考えております。

次に、2点目の障害あるいは母子、こちらのほうの相談についてはということですが、こちらのほうは今地域包括支援センターも介護保険法に基づいて、おおむね65歳以上の方について業務を行うと、ただご相談があれば、これは受け付けないということはしておりませんので、それはご相談は受け付けますけれども、ただ若い若年者の方になってきますと社会福祉のほうで障害、母子、こちらは相談もきちんと受けておりますので、この辺は少し内容によっては分野分けをさせていただいて、包括さんで相談を受ける部分、

社会福祉で相談を受ける部分と、こういうことになっていこうかと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長 東 英男君 一般質問はすべて終了いたしました。

◎日程第2 諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長 東 英男君 日程第2、諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) ただいま上程いただきました人権擁護委員の推薦について意見を求める案件でございますが、現委員でございます竹田俊一氏の任期が平成24年3月31日をもって満了することになりますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして、次の者を推薦することにいたしたいと存じます。

記名してございます渡辺志織氏を推薦いたしたいと存じますので、よろしく願いをいたします。

履歴につきましては、裏面に記載のとおりでございます。

○議長 東 英男君 これより諮問案第1号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。本案を、原案のとおり可と答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可と答申することに決定いたしました。

◎日程第3 報告第1号 監査報告

報告第2号 例月出納検査報告

○議長 東 英男君 日程第3、報告第1号 監査報告、報告第2号 例月出納検査報告の2件を一括議題とします。

監査報告及び例月出納検査報告は、文書で配付のとおりであります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で監査報告及び例月出納検査報告を終わります。

◎日程第4 意見案第1号 環太平洋経済連携協定(TPP)に参加しないよう求める意見書について

○議長 東 英男君 日程第4、意見案第1号 環太平洋経済連携協定（TPP）に参加しないよう求める意見書についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

説明省略とのことではありますが、説明省略にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、説明を省略します。

これより意見案第1号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、意見案第1号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長 東 英男君 これにて日程のすべてを終了いたしました。

平成23年第4回砂川市議会定例会を閉会いたします。

皆さんの協力を得まして日程どおり終了しましたことを心よりお礼を申し上げまして、終わらせていただきます。ありがとうございます。

閉会 午後 1時40分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成23年12月7日

砂川市議会議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員